

令和七年

決算特別委員会会議録

第七号

(男女共同参画局)

鹿児島県議会

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月十五日(水曜日)

産業経済委員会室

前野 義春 委員

二、出席した委員の氏名

永井 章義 委員長

森 昭男 副委員長

いぬぶし 浩幸 委員

元山 ひさや

小川 みさ子

岩重 あや

しらいし 誠

田畑 浩一郎

大久保 博文

柳 誠子

藤崎 剛

田之上 耕三

三、欠席した委員の氏名

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

男女共同参画局 北菌 育子 局長

尾原 龍彦 次長

白男川 正守 青少年男女共同参画課長

関山 恵理子 男女共同参画室長

美坂 公治 暮らし共生協働課長

中村 俊晴 消費者行政推進室長

上久保 美佐子 人権同和対策課長

議会事務局 加松 和将 主幹兼委員会第一係長

窪 結香 主幹兼委員会第四係長

六、会議に付した事件

(一)議案

七、審査経過

午後一時三十五分再開

○永井委員長 再開いたします。

ただいまから、男女共同参画局の審査を行います。

初めに、男女共同参画局長の総括説明をお願いいたします。

○北園男女共同参画局長 それでは男女共同参画局関係の令和六年度決算の概要につきまして、下の方に総務部と書かれた主要施策の成果に関する調査に基づき、主な事業をご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

二十五ページをご覧ください。

一、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現の(一)の①男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進でございます。

飛びまして、二十八ページの(六)、地域におけるジェンダー平等推進事業につきましては、地域におけるジェンダー平等を推進するため、啓発イベントとして、アにありますとおり、男女共同参画・ジェンダー平等地域MINNA会議を県内二か所で開催したほか、二十九ページのイにありますとおり、市町村の取組の加速化を図るため、自治体トップを対象としてセミナーを開催したところです。同じく二十九ページ中ほどの②男女ともに能力を発揮して希望する働き方ができる環境づくりでございます。

飛びまして、三十一ページ中ほどの(二)、女性のエンパワーメント事業につきましては、様々な分野における女性の参画を促進するため、キャリアデザインやマネジメント等に関する各種セミナーを開催し、女性のスキル向上やネットワークづくりの支援等を行ったところです。

次に、三十二ページ中ほどの③女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

でございます。

(二)配偶者等からの暴力対策推進事業につきましては、相談員等の研修会を開催したほか、三十三ページのエにありますとおり、十一月の女性に対する暴力をなくす運動期間において、街頭キャンペーンや、鹿児島市街地にあるランドマークのライトアップ等を行ったほか、キにありますとおり、高校等において、セミナーを実施するなど、DVの防止と被害者支援に取り組んだところです。

三十四ページ下の(四)女性保護費につきましては、困難な問題を抱える女性を支援するため、女性相談支援センターにおいて相談対応や一時保護等を行ったところです。

次に、三十五ページ、(二)多文化共生の実現の①日本人と外国人が共生する地域づくりでございます。

(一)多文化共生推進事業につきましては、外国人と県民の交流イベント等の支援を行ったほか、日本語・日本文化等理解講座の開催や、日本語教育人材の養成、その他、三十六ページのキにありますとおり、多文化共生に関する実態調査を実施したところです。

調査結果につきましては、多文化共生の実現に向けた今後の取組において活用して参ります。

下の(二)、外国人総合相談窓口運営事業につきましては、在留外国人に対する相談窓口を設置し、多言語による情報提供や相談対応等に取り組んだところです。

飛びまして、三十八ページ、(三)誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成の①住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築でございます。

(一)、共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業につきましては、市町村におけるコミュニティの再生・創出に向けた取組を促進するため、アドバイザーの派遣やワークショップの開催のほか、三十九ページの(ウ)にありますとおり、地域コミュニティによる課題解決の取組を支援する市町村に対し助成を行うなど、共生協働による地域コミュニティの形成に取り組んだところです。

次に、四十ページ中ほどの②一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくりでございます。

(一) 人権啓発推進事業につきましては、人権や同和問題に対する県民の理解を促進するため、行政のほか、企業、団体等をはじめ、広く県民を対象に、講演会や研修会を開催するなど、様々な広報・啓発活動を展開したところです。

四十一ページ、下の(二) 人権施策推進事業につきましては、四十二ページのウにありますとおり、人権を取り巻く状況の変化や、令和五年度に実施した県民意識調査の結果も踏まえ、人権施策の総合的な推進を図るため、五年ぶりに県人権教育・啓発基本計画の、三次改定を行ったところです。

次に、四十三ページ、二、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現の(一)の①青少年を育てる環境づくりの推進でございます。

(一) 青少年環境づくり推進事業につきましては、青少年保護育成条例に基づく立ち入り調査の実施や、審議会及び青少年環境づくり懇談会の開催等を通じて、青少年の保護と健全育成を社会全体で支える環境づくりに努めたところです。

飛びまして四十五ページ。

四、地域を愛し、世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興の(一)の①次世代をリードする人材の育成でございます。

表の下になります(一) 企画調整事業につきましては、県青少年問題協議会を開催し、郷土に学び・育む青少年運動の指針となる基本方針及び推進要綱について、少子化の進行や情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、見直しを行ったところです。

四十六ページ中ほどの(二) 「郷土に学び・育む青少年運動」推進事業につきましては、青少年の育成を図るため、ポスター、ラジオ等による広報や、地域ぐるみの活動等を通じて、同運動及び青少年育成の日等の普及啓発に取り組んだところです。

飛びまして、四十九ページの(七)、かごしま地域塾推進事業につきましては、ふるさとに根ざした人材を育成するため、同塾の活性化のためのセミナーを開催するとともに、活動費の助成等を行ったところです。

次に、五十ページ、六、安心・安全な県民生活の実現の(一)の①犯罪の少ないまちづくりの推進でございます。

(一) くらし安全・安心まちづくり推進事業において、関係機関・団体と連携

して、防犯キャンペーン等を実施するとともに、五十一ページの(二) 再犯防止推進事業において、県再犯防止推進会議やシンポジウムを開催するなど、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んだところです。

五十二ページ中ほどの②犯罪被害者等の支援でございます。

五十三ページになりますが、(二) 性犯罪被害者等支援強化事業につきましては、性犯罪被害者等に対する支援として、性暴力被害者サポートネットワーク鹿児島、通称FLOWERにおいて、相談対応や医療費等の公費負担等を行ったところです。

次に、五十四ページの③交通事故の少ないまちづくりの推進でございます。

(一) 交通安全推進事業につきましては、県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携して、県民総ぐるみによる、各季の交通安全運動を展開したところです。

続きまして、五十五ページ下の④消費生活の安定と向上でございます。

(一) 消費者行政推進事業につきましては、五十六ページのイになります(一) 事業者活動の適正化を図るため、事業者指導等を実施したところです。

五十七ページ中ほどの(二) 消費生活センター管理事業につきましては、消費者被害の未然防止と早期解決を図るため、県消費生活センターにおいて、消費生活相談や消費生活講座等を行ったところです。

五十八ページ中ほどの(四) 消費者行政活性化事業につきましては、消費者教育啓発等を図るため、様々な広報媒体を活用して、消費者トラブルの事例や相談窓口の周知等を行ったほか、五十九ページのイになりますが、消費生活相談員等のレベルアップのための研修を実施するなど、相談体制の機能強化に努めたところです。

飛びまして、六十一ページ、八、個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進の(一)の①ソーシャルビジネスなど持続可能な取組を生み出す仕組みづくりでございます。

六十二ページ中ほどの(二) 地域貢献活動サポート事業につきましては、ふるさと納税制度を活用した寄附金募集を通じて、NPO等が行う地域貢献活動の支援等を行ったところです。

六十三ページ中ほどの(四)コミュニティの担い手育成・支援事業につきましては、地域づくりの企画力や実践力の習得等を目的とした講座を開催し、人材育成等に努めたところです。

飛びまして、六十七ページ下の③行政の協働化による地域の主体的な取組の促進でございます。

六十八ページになりますが、中ほどの(三)地域課題の解決に向けた協働推進事業につきましては、官民連携のさらなる促進を図るため、県とNPO等が協働して県政の課題解決に取り組んだところです。

最後に、一ページ飛びまして七十ページの十六、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の(一)、女性自立支援施設物価高騰対策支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けている女性自立支援施設の安定的な運営を図るため、給付金を支給したところです。

以上で、男女共同参画局関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
○永井委員長 続いて関係課長の説明を求めます。

まず、青少年男女共同参画課長の説明を求めます。

○白男川青少年男女共同参画課長 それでは、青少年男女共同参画課関係の令和六年度決算につきまして、表紙下に男女共同参画局と記載のある審査説明資料により説明いたします。

資料五ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

使用料及び手数料の生活福祉使用料は、かごしま県民交流センターの施設使用料等でございます。

次に、国庫支出金の社会福祉費国庫負担金は、女性保護事業費負担金等でございます。

その下の生活福祉費国庫補助金は、地域女性活躍推進交付金等でございます。次の六ページをご覧ください。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

第一目、社会福祉総務費のうち、二つ目の女性保護支援費につきましては、女性相談支援員による困難な問題を抱える女性の相談に要した経費でございます。

その下の女性保護費につきましては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性に対する相談や一時保護等に要した経費で、不用額は扶助費等の執行残でございます。

二つ下の国庫返還につきましては、令和五年度婦人保護費国庫負担金補助金と困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金の返還に要した経費でございます。

次の七ページをご覧ください。

第五目、青少年女性対策費のうち、四つ目のかごしま青少年海外研修事業につきましては、本県の青少年を香港、台北に派遣し、企業視察や若手企業人との意見交換会等を行う研修の実施に要した経費でございます。

八ページをご覧ください。

一つ目の、鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業につきましては、姉妹県である岐阜県の青少年との相互交流を実施する事業でございますが、令和六年度は、本県の青少年を岐阜県へ派遣し、岐阜県青少年との交流の実施に要した経費でございます。

次の鹿児島県青少年海外ふれあい事業につきましては、本県と関わりの深い香港及びシンガポールとの交流会議の合意事項に基づき、青少年の相互交流を実施する事業でございますが、令和六年度は、本県青少年の香港への派遣に要した経費でございます。

五つ目の男女共同参画推進事業は、県男女共同参画審議会の開催等に要した経費でございます。

次の配偶者等からの暴力対策推進事業は、支援者向け研修会への専門家派遣等に要した経費でございます。

括弧で記載している金額は予備費の充用額で県を被告として提起されました訴訟に係る弁護士謝金として要した経費でございます。

次の男女共同参画社会促進事業は、県民への広報・啓発、男女共同参画の推進役となる人材の養成、若年層に対する意識啓発等に要した経費でございます。

次の子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業は、子供の頃から、男女共同参画の理解を深めるためのワークショップやセミナーの開催等に要した経費

でございます。

九ページをご覧ください。

一つ目の職場におけるジェンダー平等推進事業につきましては、企業の経営者などを対象としたフォーラムの開催や、優良企業の表彰等に要した経費でございます。

次の地域におけるジェンダー平等推進事業は、地域住民を対象としたイベントや、市町村長等を対象としたセミナーの開催等に要した経費でございます。

中ほどの第八目、県民交流センター費のかごしま県民交流センター管理運営事業につきましては、同センターの維持管理に要した経費で、不用額は無停電電源設備装置の賃貸借に係る執行残等でございます。

次の教育費、第一目、社会教育総務費のかごしま地域塾推進事業は、地域塾の活動の支援や、活動活性化セミナーの開催などに要した経費でございます。

十ページをご覧ください。

公有財産についてでございます。

行政財産の土地と建物につきましては、青少年会館及びかごしま県民交流センターに係るもので、令和六年度中の増減は後でございます。

以上で、青少年男女共同参画関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、くらし共生協働課長の説明を求めます。

○美坂くらし共生協働課長 くらし共生協働課関係につきまして、審査説明資料により説明いたします。

資料の十三ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

九、国庫支出金のうち、生活福祉費国庫補助金は、地方消費者行政強化交付金及び、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金でございますが、予算額との差額は、これらの交付金の実績減によるものでございます。

続きまして、労政費国庫補助金は、外国人受入環境整備交付金でございますが、予算額との差額は交付金の追加割り当てによるものでございます。

十二、繰入金の共生・協働の地域社会づくり基金繰入金は、共生・協働の地域

社会づくりに向けた事業に充当するための同基金からの繰入金でございます。

なお、予算額との差額は、繰入金の実績減によるものでございます。

十四ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

六、国際交流促進費でございます。

多文化共生推進事業につきましては、県民と在留外国人との多文化共生社会の実現に向けた取組の実施に要した経費でございます。

次の外国人総合相談窓口運営事業は、在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるようにするため、多言語で相談に対応する窓口を運営するために要した経費でございます。

次に、三、共生協働推進費でございます。

三つ目の地域課題の解決に向けた協働推進事業は、NPO法人等から企画提案を募集し、県とNPO等との協働で実施した事業に要した経費でございます。

次の地域貢献活動サポート事業は、ふるさと納税による寄附を通じたNPOや地域コミュニティ等の地域課題の解決に向けた活動の支援に要した経費でございます。

十五ページをお開きください。

一番上の地域連携アドバイザー活用・地域力UP事業は、持続可能な地域づくりに向けた取組を行う団体への助言、伴走支援等に要した経費でございます。

なお、不用額は報償費及び旅費の執行残でございます。

一つ飛びまして、共生・協働センター業務委託事業は、民間団体に業務委託し、NPO法人の設立等に係る相談対応や、NPO法人等の活動の情報発信及びその活動支援等に要した経費でございます。

一つ飛びまして、共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業は、多様な主体が連携した地域コミュニティづくり及びその活動の活性化を図る市町村の取組への支援等に要した経費でございます。

なお、不用額は旅費、委託料等の執行残でございます。

次のコミュニティの担い手育成・支援事業は、地域リーダー等の育成及びコミュニティづくり支援団体の活動支援に要した経費でございます。

次のつなぐ・つながる協働促進マッチング事業は、地域コミュニティやNPO等との、企業等のマッチングの場の提供など、協働の取組の促進に要した経費でございます。

次の持続可能な地域づくり支援団体育成事業は、地域コミュニティやNPO等の団体を専門的な立場から継続的に伴走支援する中間支援組織の育成等に要した経費でございます。

次に、一、生活福祉総務費でございます。

十六ページをお開きください。

一番上のくらし安全・安心まちづくり推進事業は、防犯キャンペーンなどの広報・啓発等に要した経費でございます。

次の犯罪被害者等支援事業は、性犯罪被害者等の支援及び交通事故被災者の救済に要した経費でございます。

続きまして、二、消費生活費でございます。

消費者行政推進事業は、消費者行政の運営や事業者活動の適正化及び物価対策に要した経費でございます。

なお、不用額は旅費、報酬等の執行残でございます。

次の消費生活センター管理事業は、消費生活センターの円滑な管理運営に資するための施設管理費、消費生活に関する苦情相談及び消費者啓発の実施等に要した経費でございます。

なお、不用額は報酬、職員手当等の執行残でございます。

一つ飛びまして、消費者行政活性化事業は、地方消費者行政強化交付金を活用しまして、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化や、消費者教育・啓発の強化等に要した経費でございます。

なお、不用額は市町村補助金の額の確定による執行残及び旅費等の執行残でございます。

次に、三、交通安全対策費の交通安全推進事業につきましては、年四回の交通安全運動の展開と広く交通安全意識の浸透を図るために要した経費でございます。

十七ページをお開きください。

公有財産に関する説明の、(一)行政財産の土地、建物は県消費生活センターでございます。

(二)普通財産は、鹿児島県暴力団排除活動推進基金への出捐金でございます。いずれも、年度中の増減はございません。

以上で、くらし共生協働課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、人権同和对策課長の説明を求めます。

○上久保人権同和对策課長 人権同和对策課関係について審査説明資料によりご説明いたします。

資料の二十ページをご覧ください。

まず、歳入について説明いたします。

国庫支出金の生活福祉費国庫補助金につきましては、県内の四市町が設置、運営しております隣保館の運営費に対する国庫補助金でございます。

次に、委託金の生活福祉費委託金につきましては、県民の皆様を対象とした人権啓発活動のための国庫委託金でございます。

その下の過年度収入につきましては、専修学校等奨学資金貸付金の令和三年度以前の過年度調定に係る滞納分でございますが、督促による納付も含めまして、令和六年度中に十一万二千三百五十円の償還があり、収入未済額は二百三十四万八千三百二十三円となっております。

二十一ページをご覧ください。

令和三年度以前の過年度分収入未済額の年度ごとの内訳でございます。

収入未済額の合計二百三十四万八千三百二十三円は、括弧書きで記載しております実人員六人に係る収入未済額であり、理由といたしましては、収入が少ない、あるいは収入が不安定であることなど、生活困窮によるものが主な要因でございます。

なお、令和六年度末までの収入未済額二百三十四万八千三百二十三円に対しては、本年四月から八月にかけて四万二千七百円の償還があり、八月末現在での収入未済額は、処理顛末等の欄に記載のとおり二百三十万飛んで五千六百二十三円となっております。

収入未済の解消に向けた取組といたしましては、滞納者に対して電話や自宅訪問を行い、計画的な納入を促しているところでございます。

また、一括償還が困難と判断されるケースにつきましては、分割納入などの指導も行っているところでございます。

今後とも、債権管理マニュアルに基づき、未收債権の解消に努めてまいります。二十二ページをご覧ください。

歳出についてでございます。

第一目、生活福祉総務費の二つ目の人権啓発推進事業につきましては、県民の皆様の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために行った講演会や研修会の開催、パンフレットの作成、マスメディア等を活用した広報啓発などに要した経費でございます。

その下の人権啓発交流等事業につきましては、市や町が設置運営しております隣保館の運営費等の助成などに要した経費でございます。

その下の人権施策推進事業につきましては、県人権尊重の社会づくり審議会の開催や、県人権教育啓発基本計画三次改定などに要した経費でございます。

次に、二十三ページをご覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明でございますが、先ほど収入未済の解消に向けた取組としてご説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、人権同和对策課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 以上で、説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

○藤崎委員 順次質問してまいります。

県民交流センターの関係を、歳入の面と歳出の部分で確認させていただきたいと思えます。

審査説明資料の五ページ、施設使用料のところ、予算が九千九百二十万円で組んでいたものに対して、収入が一億を超えたということで、百五十一万円程度増え、施設使用料の実績増があったという記載がございますが、この実績増について説明ください。

○白男川青少年男女共同参画課長 県民交流センターの施設使用料収入合計が一億七十九万円となっております。

予算との関係でございますが、その中で一番大きい駐車場等を除いた施設使用

料分について申し上げますと、当初予算で七千九百七十三万円余りを組んでおりました。

例年十月までの実績と前年度の十一月から三月の実績を勘案いたしました、必要に応じて三月補正で減なり増なりの補正を組んでおりますが、昨年度は、その時点の見込みでは、千四百万円ほど減額いたしましたところございました。

ところが、その後十二月と一月に大きなイベント等の使用がありまして収入が予想より上がったものですから、予算額を超えて合計で一億円を超える収入となったところがございます。

○藤崎委員 つまり、予想していたものよりか、貸館利用収入が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。

それと、所管が違うかもしれませんが、ネーミングライツ収入もあるかと思うんですが、もし把握していれば、単年度だと幾らになるのかを教えてくださいんですが。

○白男川青少年男女共同参画課長 かごしま県民交流センターのネーミングライツ、カクイックス交流センターの名称の料金でございますけれども年額八十八万円をいただいているところがございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。

続きまして、九ページ、県民交流センターの管理運営事業について、予算が四億二千九百九十五万円、決算が四億二千九百九十九万円ということで、これは予算内で収まっているところがございますが、そもそも、この予算で十分足りているのかというご意見等も県民の皆様からあります。

予算の組み方については、交流センターの各課から要望があるかと思えますが、そもそも足りているのかどうかという検証はいかがなものでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 私ども青少年男女共同参画課で予算として計上しておりますのは、あくまでも県民交流センターの維持管理等に要する経費、人件費となります。

男女共同参画センターや共生・協働の関係所管課が、また別途それぞれの事業

を予算化しているものと考えております。

○藤崎委員 以前、私が受けた相談の中では、内容を言いますと、予約サイトがあります。予約サイトで、この日は午前中は誰かが使っているけど、午後から夜は空いているという表示があるんだけど、クリックして予約ができない。詳しく聞いてみますと、それに対応するための委託業者の配置ができないから予約ができない。一日一団体しか予約ができないようになっていきますという話で、空いているのに、委託業者への委託金が少ないから、十分な時間を配置できないというような状況もあったことを私は把握しているんです。

その辺が、その後改善されたのかなと思ひましての質問だったんですが、いかがでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 県民交流センターの大ホール、中ホール、県民ホール、三つの大きなホールが貸館として主なものでございまして、委員がおっしゃるとおり、現状どのホールも一日に一組の予約が入った場合、例えば、夜だけ使う団体が先に入っていたら、朝と昼はその同じホールは使えないという運用にさせていただいております。

それは、確かにホールを使いますには専任のスタッフ、委託業者を置いていて、その職員三名で三ホールを回しておりますが、一人一ホール担当というわけではなく、イベントの大小によっては三人で一つのホールの運営をすることもございますし、逆に人が空いている時間帯につきましては、それ以降の予約の下見や、事前予約の方との打ち合わせ等にもそのスタッフが従事しますので、予約表上空いていても、スタッフを当てられないことがあるとはそういう意味でございます。ただ、確かに増員すれば、スタッフの対応は可能になる可能性は増えるんですけども、今度は予約がない時期などの過剰配置の問題もございまして、予算との兼ね合いで、今までそういう運用をさせていただいているところでございます。**○藤崎委員** 先ほど思ひがけない大きなイベントが入ってきて、貸館収入としての収入が上がったという事例もご紹介いただきましたが、その委託の仕方の工夫によって、稼働率を上げる、またリクエストに応えられる余地もあるのかなと思ひますので、そこは運用上の工夫で何か対応していただければと思ひます。この件はいいです。

続きまして、成果調書の四十九ページ、かごしま地域塾推進事業です。

これは、平成十六年に伊藤知事がマニフェストに入れ込んで、新規事業で始まってから二十年が残っている事業でございしますが、すぐれた地域塾の認証も行なっているところです。

このすぐれた地域塾の定義とは何ぞや、教えていただけないでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 すぐれた地域塾と申しますのは地域塾に登録しております団体の中で、他の塾の模範となるような熱心な活動や、すぐれた活動をされているところを推薦いただいて、認証することとしております。

○藤崎委員 その模範となる中に、持続可能性というのはどうなんでしょうか。地域塾の仕組みが始まった頃は認証地域塾というものがありました。

時代が変わって、今回すぐれた地域塾という形になっていますが、もしかしたら、二十年前に始まったときからずっと地域塾を維持してきているかもしれない。そういった継続性、維持も含めて評価するところもあると思ひますが、そういったことは評価の基準に入っているでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 委員おっしゃるとおり、それぞれの塾が継続的に自立した活動ができるという視点も持っております、そういったところを認証・登録しているわけではございますが、コロナ禍を経まして、一度活動が停滞したり、もしくは少子化で参加する子供が減ったりして、すぐれた地域塾と認証した団体の中にも、残念ながら活動を取り止めたところも散見されるところではございます。

○藤崎委員 よく理解いたしました。

やる気のあるところはそれぞれあるでしょうから、そこがモチベーションが持続するように、失われつつあるところにはどんな支援が必要なのかを含めて、また取り組んでいただければと思ひます。

続きまして、五十一ページ、再犯防止の関係でございします。

保護司をしております。

市町村の再犯防止計画の策定が、半分をちよつと超えたぐらいになったところでございますが、これから市町村の再犯防止計画を作ろうとするところに対しては、何らか助言や支援策などをされていくのかどうなのか確認させていただきます。

○白男川青少年男女共同参画課長 成果調査のア、再犯防止推進会議の（イ）としまして、市町村再犯防止推進ネットワーク会議というのを記載させていただいております。

これは年一回開催いたしまして、市町村における再犯防止計画を策定済みの市町村も、まだ策定していない市町村も一緒に意見交換や情報共有を行う会議で、今年度も今月中・下旬に同じ会議を予定しております。未策定の市町村に対しましては、国や関係者のお話などを聞いていただいて、策定に向けて取り組んでいただくよう、促進する会議としております。

○藤崎委員 まだ作られていない市町村も入ったの会議とこのことで理解いたしました。

一つお尋ねですが、各市町村は、これを実行するに当たり、計画を作るに当たり、どのような部署の名前がついているところが来られるのかを教えてください。○白男川青少年男女共同参画課長 申し訳ありません。今、具体的な正確な数字を持ち合わせておりませんが、参加する市町村の担当課としては、総務課系のところと社会福祉系のところが両方見られるところでございます。

○藤崎委員 各市町村によって取っ掛かりの部分と、実際、行動に移すときにまた所管課が違っているでしょうから、まずは窓口としてどこが来るのが大事かと思えますので、これはこれで了としたいと思います。以上です。

○岩重委員 成果調査の六十八ページで資料は十四ページで、地域課題の解決に向けた協働推進事業についてお伺いしたいと思います。

この調査の六十八ページの（二）のところなんです。県とNPOのモデル的な取組の創出につながったということですが、三団体選ばれていますが、地域課題の解決として、何件ぐらい応募があつて、何を目指してどういった解決が図られて、どの程度の予算が執行されたのかということとを教えてください。○美坂くらし共生協働課長 地域課題の解決に向けた協働推進事業の件でございます。

まず、地域課題を解決して何を目指し、どういった解決が図られたかという点でございます。

人口減少、少子高齢化が進行いたしましたして、地域の課題は非常に複雑、多様化

しているところでございます。

このため行政だけではなくて、地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域の課題に取り組むことが必要となっております。でございます。

このため県では、県事業の協働化を進めまして、地域コミュニティ、NPO、企業などがそれぞれの特性を生かして、役割等を最大限に発揮しながら地域課題の解決に主体的に取り組む仕組みづくりを促進しているところでございます。

本事業につきましては、県とNPO等がそれぞれの特性を生かしまして、協働で地域課題の解決に取り組むことを目的に、県庁の各課が示した地域課題に係る取組テーマについて、事業企画の提案を募集いたしまして、採択された事業を、それぞれの担当課と、NPO等が協働で実施するというところになっております。

まずその六十八ページの表の上から二つ目の事業なんですけど、このテーマにつきましては、地域と文化芸術をつなぐ人材の育成支援ということで、取り組んだ地域課題につきまして、少子高齢化等によりまして様々な理由により維持が困難になっている地域における文化芸術を支える人材の確保・育成というものでございました。

本事業によりまして、文化芸術活動の企画運営に必要な知識やスキルを習得する機会、そして講師と参加者のネットワークづくりの場を提供したことによりまして、その後の文化芸術活動の継続や拡大につながる人材の育成が図られたものと考えているところでございます。

続いて表の二つ目の、テーマが屋久島における生物多様性保全のための普及啓発活動で取り組んだ地域課題につきましては、屋久島周辺水域の希少な生物多様性の理解不足、それに伴う保全活動への懸念というものでございました。

本事業によりまして、環境NPOや地元住民によりまして生物調査報告会等を実施したことによりまして、地域住民に対する、生物多様性保全の意識啓発、地域住民主体の生物保全活動に向けた体制づくりが図れたものと考えております。

あと表の上から三つ目の事業で、テーマが災害時に助け合えるまちづくりで取り組んで地域課題につきましては、年々増加している在留外国人に対する防災の

啓発、災害時の支援というものでございました。

この事業につきましては、出水市におきまして在留外国人を対象といたしました、防災啓発講座、地域住民向けのやさしい日本語講座、在留外国人と地域住民と一緒に避難所や避難ルート等を学ぶ防災ワークショップ等を実施しまして、在留外国人の防災知識の理解や地域住民との地域づくりを図られたものと考えているところでございます。

この三事業のそれぞれの予算金額でございますが、一つ目の文化芸術に係る事業は二百万円、二つ目の環境保全に係る事業が百五十万円、三つ目の災害時まちづくりにつきましては、約百万円という金額でございます。

今回、全体の応募件数につきましては、三件でございますして、審査の結果すべて採択されたところでございます。以上でございます。

○岩重委員 わかりました。

予算を割と額のとおりというか枠の中でしっかり有効活用されていらつしやうて、本当に多面的に解決に向けて頑張つていらつしやるなと思いたしました。引き続きよろしく願います。以上です。

○柳 委員 審査説明資料の六ページをお願いいたします。

女性保護支援費、女性保護費とあるんですけども、女性保護費の不用額が六百九十二万八千円余りということで、額が大きいのかなと思うんですけども、扶助費等の執行残ということですけれども、ここまでの執行残になった経緯をご説明いただきたいと思えます。

○関山男女共同参画室長 執行残につきましては、主な執行残の理由が女性自立支援施設における扶助費でございます。

予算につきましては例えば五人であれば五人に対して、足りなくなるといけませんので、五人がずっと一年間いるという形で予算を取るんですけども、例えばここに退所者一名、入所者二名と書いてございます。年度の比較的早い段階で退所されて、少ない人数になった後、年度の終わり近くに入所者がいたという形で、実際の入所日数が想定よりも少なかったということに起因する執行残等でございます。

○柳 委員 ここで女性相談支援員も配置して下さっているんですけども、

一時保護の件数が十八件、DVの一時保護が十三件なんですけれども、この相談支援員の配置は保護の数から見ても、十分なのかなと思ったりもするわけですけども、この辺の現場の声としてはどうなんでしょうか。

○関山男女共同参画室長 委員がおっしゃられたとおり、一時保護の件数も少しずつ増えておりまして全国的にも少しずつ増えているところでございます。

やはり女性相談支援員の皆さんも少しお忙しいというお話を聞いてございます。

○柳 委員 次に、審査説明資料の八ページになりますけれども、配偶者等からの暴力対策推進事業というのものもあるんですけども、ここは相談支援センターへのコーディネーターの派遣も九回行つておられますが、このコーディネーターは何人いらつしやるんですか。

○関山男女共同参画室長 七名でございます。

○柳 委員 七名ですね。わかりました。

成果調書の三十二ページですけれども、配偶者等からの暴力対策推進事業の中で、コーディネーターを派遣されたり、DV相談員の専門講座も開催したりしておられます。

そのような中で、昨今特に気になるのが、若者の間、若者だけじゃないみたいですが、三十三ページにもありますけれども、デートDV未然防止の取組もずつとされていますよね。

この中で令和六年度は、学校へのセミナー開催ということで、十四校ありますが、毎年大体これぐらいの数を実施されているのかなと思うんですけども、そうですかね。

○関山男女共同参画室長 委員おっしゃるとおり、二十六ページの中ほどにございます若年層に対する意識啓発というのがございまして、この中に学校への男女共同参画お届けセミナーというのが五校ございます。この二つを合わせまして約二十校について、毎年実施しているところでございます。

○柳 委員 できることなら、予算が必要な部分ではありませんよね。

ですが、やはり子供たちが犯罪に巻き込まれていく比率というのが年々高まってきたのかなと思えますので、このデートDV未然防止の取組は非常に良い

取組なんですよ。ですので、ぜひ県内すべての子供たちに届けられるような、予算をぜひ取っていただきたいと思えますので、お願いしたいと思います。毎年二十校ぐらいなんですけれども、離島を含めて、たくさん学校もありますので、ぜひ、そこはよろしくお願いしたいと思います。

あと、調書の四十ページになりますけれども、一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくりという取組をしていらいっしやいます。人権啓発の推進事業、これも長いことを続けていらいっしやる事業だと思えます。令和六年度の事業の効果といえますか、県内どこの地域でも、こういった啓発活動が、どんどん進んでいってもらわないといけないと思うんですけれども、この令和六年度の取組によつての効果といえますか、その辺をどのように成果としてとらえていらいっしやるんでしょうか。

○上久保人権同対策課長 人権啓発推進事業における効果についての質問と承りました。

例えば右側にごさいます。研修会もそうですし、スポーツ施設と連携した協力した啓発活動もそうですし、人権の花運動、人権ユニバーサル事業、ここに県民の集いなどがございます。各事業を実施した際に、参加していただいた方々にアンケートをお願いしております。そのアンケートの結果について、次の事業の方にも、活用して効果について、考え、効果についてを図っているところがございます。

例えば具体的に申し上げますと、白波スタジアムで行いましたスポーツ施設と連携した、プロサッカーチームとの連携でございましてアンケートにつきましては、例えばイベントを通して人権問題についての関心や理解が深まったという回答が九八%と、この実施事業の効果がうかがえるところがございます。

個別のアンケートの中身といたしましては、発信力のある方々がこのような活動をすることにより広がっていくと思う、子供と一緒に考えるきっかけになりました。などがありました。

なかなか人権というのは堅いというか難しいと思われるところもあるようです。そういうことで敷居を低くして皆さんが自分ごととして考えていただく、身近な問題としてとらえていただくような取組を、このアンケートの結果等

も参考にさせていただきながら今後も続けていきたいと考えております。

○柳 委員 特に鹿児島でも外国人の方が非常に増えておりますので、そういった方々の人権の尊重というところも、ぜひ広く県民の皆さんに周知していただきたいと思うんですね。

令和六年度も、こうやって活動されていて、今あったようにアンケートを取られたりしてくださっておりますが、聞くところによると外国人への差別というのはまだまだいろいろあるようですので、鹿児島に住むすべての方々の人権の尊重というところで、もっと予算も必要かなと思っております。

そこはぜひ、また、視点を変えてといえますか、そういった取組が非常にまた重要になってきますので、この令和六年度の事業の中で、特にこの外国人への、人権の尊重というところでは、どこを見たらいいんでしょうか。

○上久保人権同対策課長 外国人の差別に関する人権の取組という質問でございます。

昨年度は、県の人権教育・啓発基本計画を三次改定ということで中身を見直させていただきました。その中でも外国人に関しましては、施策の展開といたしまして、我々だけというわけではなくて各関係機関とも連携しながら相談窓口の周知であったり、ヘイトスピーチを許さないというような広報活動であったりを行っております。

具体的な事業の中で申し上げますと、外国人に特化したものはないんですが、大きな人権の問題の一つということで項目としても取り上げて計画を立てておりますので、その中で、外国人もやはり、それから今、いろいろ言われております女性や子供辺りも含めまして、発信させていただいているところがございます。

○柳 委員 わかりました。最後にもう一点、ジェンダー平等に対する様々な取組をしておられるわけですが、職場におけるジェンダー平等推進事業というのがあります。

この取組によつて県内企業の方々がどれぐらい、こういった意識を持たれる成果があったのかを説明いただけますか。

○関山男女共同参画室長 様々な取組を行っているところでございますけれども、例えば、女性活躍推進の優良企業に対する知事表彰なども行っております。

そういった取組を広報することによって、またそういった新たな取組が広がっています。

あるいは女性ワーキンググループというのも作っております。その中で女性が活躍している企業の皆さんに集まっていたりいろいろな協議をさせていただいています。

その中で、またその取組が広がっていくなどの効果もございます。

それから女性活躍推進宣言企業につきましては、令和七年度から工事の総合評価落札方式の加点対象になったものですから、特に最近建設業の宣言企業が大幅増えているといったことがございます。

○柳 委員 様々な取組をしていただいておりますが、やはり雇用する側がこういう意識をしつかりと持っていてもらわないといけないと思います。

そもそもこの女性の活躍という、この活躍という言葉が非常に私は気になっているんですけども、何も活躍したいと思って働いている人はそんなにいないわけで、本当に当たり前に働いていけるような社会でなければいけないと思うんですね。

そのために県も、行政もいろいろな事業を組んで、ジェンダー平等についても施策を展開しておられるわけですので、ぜひまた今後に向けて、この取組が一層進みますように、予算はもつとつけていただきたいと思います。ありがとうございます。

○元山委員 成果調書の四十三ページです。

青少年環境づくり推進事業について伺います。

青少年を取り巻く環境というのは、もう昔と変わってきています。有害図書なんかもあるんですけども、今はインターネットで情報を仕入れることができ、子供たちの遊びが変わってきて、補導にいつてもいないというような話をPTA活動の中でも聞くところですよ。

その中で令和六年度は県内七地域で懇談会の開催を実施されていますが、現状どういった課題や意見が出たのか伺います。

○白男川青少年男女共同参画課長 各地域における懇談会についてでございますが、行政やPTAのほか、例えばコンビニや書店の業界団体の方も参加して、

いろいろ情報共有、情報交換等をしていただいているところです。

やはり、委員がおっしゃったとおり青少年を取り巻く環境は変わってきていて、書店等で有害図書の制限等は昔からしているんですけども、そういったものではなく、確かにネットやスマホ、ゲームなどといった青少年を取り巻く環境についても多く情報として共有するなどしているところがございます。

○元山委員 そういった現状の変化において、県の方では、これまでの取組などをアップデートというか変えていく取組をされているんでしょうか。

○白男川青少年男女共同参画課長 なかなか最近の動きに効果的な方法というのが我々もできているわけではないんですけども、特にインターネット関係につきましては、私どもでもできますのは青少年保護育成条例に基づきまして、携帯ショップ等でフィルタリングの説明や設定等の徹底をしていただくことが一番の入口かなと思っております。

○いぬぶし委員 今のところの関連でお伺いいたしますけれども、この条例を改正されてきて、元山委員も言われたように、子供たちを取り巻く環境が変わってきて、インターネットなども普及して、条例も変えてきたような気がしています。

その中で、今までやってきた活動は成果を出してきたと思うんですけども、さらに成果を出していかないといけない中で、この成果のところには非行の防止が図られましたと最後に書いておられますけれども、県内の少年の犯罪と言えはいかな、検挙件数は横ばいぐらいか少し微増ぐらいだと思えますけれども、令和六年度の事業に関しまして、それも踏まえてどのような感想、見解をお持ちかをお聞かせいただきたいと思います。

○白男川青少年男女共同参画課長 青少年の非行の関係ですけれども、例えば刑法犯少年の数や法に触れた少年数と言うのは、コロナ期に若干減ったことがございましたけれども、横ばいから微増というところがございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、これまで条例改正等を重ねて必要な対策と思われるものを継続的にやっているわけですが、なかなかこれ以上減らすというのは、効果的なものというのがあればもちろんいいんですけども、警察や教育機関などと連携しながら、地道な取組を継続的に続けていくことが重要かなと思っております。

○いぬぶし委員 承知いたしました。

今、課長が言われたように、私も男女共同参画課だけでは、なかなか成果が出ないと思っておりますので、家庭だったり学校だったり警察も含めて、様々な関係団体等が連携しながら、地域も含めて、この事業を推進していただければと思います。以上です。

○小川委員 成果調書の三十ページです。

男女ともに能力を発揮して希望する働き方ができる社会の実現ということで、アドバイザー派遣の実施を結構たくさんされていますけれども、意識改革研修となっているんですが、いろいろなところで、例えば始良市女性活躍推進協議会であったり、男女共同参画あまみ会議であったり、そういったところでは、学習をなさっています。

例えば、一番問題や、いろいろなことがある中で意識改革をしていただきたい県警は入れられなかったのでしょうか。

○関山男女共同参画室長 去年はアドバイザー派遣に関して県警からの申し込みがございませんで、独自に先生を呼ばれて研修を受けるつもりで調整をしていたけれども、講師の方と日程が合わなかったというお話を聞いているところでございます。

今年度につきましては県警からアドバイザー派遣の申し込みがございまして、今の時点では一月に研修を実施する方向で、予定していると聞いております。

○小川委員 県警は二〇二六年一月に研修をなさるということですね。

○関山男女共同参画室長 そのとおりでございます。

○小川委員 二〇二四年は事件が起きた真ただ中でしたので、二〇二四年にも申し込みをしていただきたかったなというのが正直なところですよ。

それから三十二ページになります。男女共同参画基本計画における数値目標とあるんですけど、事業所の管理的地位を占める女性の割合が、令和九年度までに三〇%とありますが、令和四年度は二五・二%で、令和六年度は幾らだったんですか。

○関山男女共同参画室長 事業所の管理的地位に占める女性の割合については、把握している数字が令和四年度のものとなっております。

○小川委員 令和六年度はパーセンテージを出されていないということですね。

○関山男女共同参画室長 おっしゃるとおりでございます。

○小川委員 わかりました。

令和九年度に向けて毎年出していきたいなと思いますね。令和六年度も七年度も出していかれるべきだと思います。

それから、鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数というのが、令和九年度までに二百七十五社を目指していらっしゃって、こっちは令和六年度の数字が出てるんですね。

○関山男女共同参画室長 宣言企業の数は県で登録しております。事業所の管理的地位に占める女性の割合はそれぞれ調査の年度がございまして、把握できていないところもございました。

登録数につきましては令和六年度の数字が把握できております。

○小川委員 二百七十五社を目指していて、すでに二百五十七社ということは、結構いい線をいっているという感じですよ。

○関山男女共同参画室長 令和七年九月ですでに超えてございまして、二百九十四社になっております。

先ほど申し上げさせていただいたように、宣言企業だと令和七年度から工事の総合評価落札方式で加点措置をしていたこともありまして建設業が大変な勢いで伸びているところもございまして。

○小川委員 ごめんなさい。今と聞き取れなかったんですけど、どういうわけで建設業が進んでいるんですか。

○関山男女共同参画室長 総合評価落札方式という評価の方式がございまして、女性活躍推進企業の宣言をしていますと、そこで加点がつくということで、少し有利になるということもございまして、建設業は増加しているということもございまして。

○小川委員 ありがとうございます。思いがけない情報をいただきました。

三十四ページになりますけれども、困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業というのがありますが、これは二〇二四年度から二〇二八年度の五年で、全市町村で基本計画を作るといふ計画でしたよね。

○**関山男女共同参画室長** 困難な問題を抱える女性の支援に関するとところで、基本計画を作る目標を掲げております。

○**小川委員** これについて言わせていただくと四十三市町村のうち、まだ七市町村しかできていないんですね。それはどこなんでしょうか。

○**関山男女共同参画室長** 錦江町、中種子町、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、知名町でございます。

○**小川委員** 令和六年度時点では、鹿児島市などの大きな市などは少し遅れてると受けとめたらいいんですね。

○**関山男女共同参画室長** 今、策定を検討しているようなお話を聞いております。

○**小川委員** 了解しました。

二〇二四年度に始まって、目標を達成できるように要望いたしておきます。

それと、その下にこの件についての専門相談件数というのがあるんですけども、女性のための就労支援相談と女性のための社会参加支援相談というのが、それぞれ二十三件、二十一件で計四十四件となっておりますけど、これは令和六年度一年間でわずかこれだけなんですか。

○**関山男女共同参画室長** 令和六年度の実績でございます。

○**小川委員** この相談事業で目標というのは変ですけど、本来ならば困難を抱える女性はたくさんいらっしゃるわけで、せめて何件などというような目標のようなものはないんですか。

○**関山男女共同参画室長** 目標という形では設けてございませんで、これがそれぞれ月に一回という形で実施しておりますので、この件数となつてるところでございます。

○**小川委員** お尋ねしますけど月一回の啓発というのか、どのようなお知らせの仕方をされていらっしゃるんですか。余りに少ないなと思って。

○**関山男女共同参画室長** 様々しておりますけれども、パンフレットという形でチラシのようなものをお配りもしたりしておりますので、徐々に相談件数は伸びてきておりますので、こういった件数になっております。

より多くの方々に知っていただいて、相談していただけるようにしてまいりたいと思っております。

○**小川委員** 相談員は有資格の方ですか。

○**関山男女共同参画室長** 就労支援相談員の方はキャリアコンサルタントの方で、社会参加支援相談につきましては、精神保健福祉士それから社会福祉の資格を有しております。

○**小川委員** ありがとうございます。

専門家がきちんとお話を聞いてくださるといわけですね。

背景的には生活苦もある上で、いろいろな女性がいろいろな場面で困難を抱えておりますので、やはり一人でも多くの方の相談を受けてあげて、克服してもらえようということと、ぜひ、もつとホームページなどいろいろな形でお知らせしていただいて、もつともつとたくさんの人の相談を受け入れていただけるように要望いたしておきます。ありがとうございます。

○**田畑委員** 主要施策の成果に関する調査の五十七ページの上、離島物価対策事業について、離島の物価モニター調査を定期調査で十八品目を年に二回、輸送途絶時調査で十三品目など実施しておられますけれども、この結果つちゅうのはどのような状況だったのか説明いただきたいと思ひます。

そして今後、これ調査したつちゅうことは、何らかの施策に生かしていくのかどうか、その辺まで含めて教えてください。

○**中村消費者行政推進室長** 離島物価モニター調査を十八品目について定期調査という形でやっております。

こちらにつきましては、離島物価モニターと、あとその前のページの、ウの物価安定対策事業の（ア）定期調査というところで、同じく十八品目という形で、県職員と離島物価モニターで、年二回、七月と一月に調査しております。

品目といたしましては、ここにありますように十八品目ということで、例えばLPG、トイレットペーパー、うるち米、乾電池などといったところの調査を年二回実施しております。

その結果ですけれども、取りまとめまして、ホームページや庁内関係課、市町村に提供等しているところがございます。

これらの情報等を基に、それぞれの所管課等において、物価対策等に役立てていただいているものと考えております。

○田畑委員 わかりました。

続いて、審査説明資料の八ページ。

先ほど弁護士謝金の関係が出ましたけど、これはどういう事件でいつ頃のものなのかを詳しく説明してください。

○関山男女共同参画室長 県が対応いたしましたDV被害者の支援の手続きに関しまして、相談者の元配偶者が訴えを起こしたものでございます。

令和五年度には判決が確定しておりますので、報酬額の確定が令和六年度にずれたものですから、支払いが令和六年度になったものです。

DV被害者支援の一つといたしまして、市町村において住民基本台帳の閲覧制限をかけることができるんですけども、この支援を受けるためには、被害者本人が相談機関の意見を付した申出書を提出する必要があります。

県がこの意見を付したことに對して、不適切な事務手続きであるという訴えを起されたものでございます。

ただ、原告の請求は棄却されました、令和五年度に判決が確定しているところでございます。

○田畑委員 棄却されたつちゆうことですね。

○関山男女共同参画室長 おっしゃるとおりです。

○田畑委員 わかりました。

次に、七ページのかごしま青少年海外研修事業について、香港と台湾への派遣の関係で、これは高校生ですか、中学生ですか。

○白男川青少年男女共同参画課長 海外の派遣の事業を二つ行っております、七ページのかごしま青少年海外研修事業につきましては、大学生から社会人の青少年で十八歳からおおむね三十代前半までの方を対象として、香港、台北もしくは上海等に派遣しているものでございます。

○田畑委員 この選抜つちゆうのはどういう形でされたのか教えてください。

○白男川青少年男女共同参画課長 県のSNSやホームページ等で一般からの応募を受け付けておりますほか、各経済団体や企業にも推薦を依頼いたしました、企業からの推薦という方も受け付けておりまして、応募書類等で書類選考しているところでございます。

○田畑委員 選考に漏れた方つちゆうのはいなかったのかつちゆうのと、企業視察をしていますけれども、これはどういった企業を視察されたのか。

結局、派遣される方々は同じような企業つちゆうか、何か関連のある企業なのか、全然関係ない企業なのか、どういった企業を視察されたのか。その企業に至った理由つちゆうのがあるんだつたらお示しいただきたいと思えます。

○白男川青少年男女共同参画課長 応募につきましては、例えば昨年度で申し上げますと、台北と香港に十名ずつ二十名の募集に対して、倍以上の五十名前後の応募がありまして、残念ながら選抜されなかった方もいらっしゃるところでございます。

視察先につきましては、幅広い業種の方を選抜しておりますので、十名をまず二班に分けて五名ずつのグループにして、そのグループで話し合つてどういう企業を見たいということを提案していただいて、完全には意向に沿えない場合もあるんですけども、委託業者を通じて決めていきます。

鹿児島県関係の企業を見たい方、食品関係を見たい方もしくは海外ならではの規模な企業など、いろいろな意見がございますので、それぞれグループで話し合つていただくのが、研修として一日あるんですけども、その次の日はもう完全に一人一人、自分の希望する企業に個人でアポイントまで取つていただいて自分で移動して、自分で選定した企業に行くということもさせていただいてるところです。

○田畑委員 なかなか良い選び方だなと思えました。

ただ選考から漏れた人に対して今後どうしていくのか。予算が限られているから、なかなか厳しいんでしょうけれども、来年また応募される方は、やはり優先するなどですね。

一度漏れているわけですから、何かやはりそういうことも考慮してくれたら良いのかなと思えますけど、その辺は、どう考えているんですかその漏れた方々については。

○白男川青少年男女共同参画課長 残念ながら選考に漏れた方につきましては、すけれども、翌年、個人を優遇するとはしてないんですけども、例えば推薦された企業で、その企業から今年度選ばれなかったとした場合に、来年度は、

応募の中身次第では、前年参加されていない企業を優先することも配慮はしているところでございます。

それ以外にも、初めて応募された企業や、数年ぶりに、応募された企業というのを見ながら、バランスよく選考できるように工夫してるところでございます。

○小川委員 資料のページがわからなくなってしまうんですが、隣保館が四市町村にあるということでしたよね。鹿児島市以外はどこにあるんですか。

○上久保人権同対策課長 鹿児島県内には隣保館が五市町に七つございまして、それは中核市の鹿児島市を除いたところになりますと、伊佐市、薩摩川内市、霧島市、さつま町にございます。

○小川委員 わかりました。

これはもう増えることもないし、令和六年度というわけじゃなく、前からずっとその数なんですよね。認識不足で申し訳ないです。

○上久保人権同対策課長 このところは変わっておりません。以上でございます。

○小川委員 わかりました。ありがとうございます。

○永井委員長 よろしいですか。

それでは、他にないようですので、これで男女共同参画局の審査を終わります。明日十六日の午前十時からは、教育委員会、出納局及び各種委員会の審査を行います。

本日の委員会はこれで散会いたします。
ご苦労さまでした。

午後三時 一分散会